

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

ページ

○職業能力開発校規則の一部を改正する規則  
（産業人材対策課） 一

○特定非営利活動法人の設立の認証申請  
（共同参画社会推進課） 一

○県営土地改良事業換地計画の変更に係る部分の縦覧  
（農村整備課） 一

○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧  
（水産業振興課） 二

○道路の区域変更  
（道路課） 二

○道路の供用開始  
（同） 二

○土地改良事業計画の適当の決定  
（大河原地方振興事務所） 二

○土地改良区役員の就任の届出  
（東部地方振興事務所） 三

○開発行為に関する工事の完了  
（建築宅地課） 三

○銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の三の規定に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則  
公安委員会 三

○道路交通法第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者講習の実施 三

○銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基づく医師の指定 四

## 規 則

職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十四号

職業能力開発校規則の一部を改正する規則

職業能力開発校規則（昭和四十九年宮城県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県立白石高等技術専門校の項中

ビジネスソフトウェア科	二〇〇人	二〇〇人	六	六月
造園科	一〇〇人	一〇〇人	六	六月

に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 仙台麻酔普及協会

一 代表者の氏名 嶋 武

二 主たる事務所の所在地 仙台市泉区山の寺二丁目二十一番三十一号

三 定款に記載された目的 この法人は、麻酔医療の普及・充実・発展・啓発と地域医療の質の向上ならびに人材確保に貢献することを目的とするものである。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年十一月十八日

○宮城県告示第四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第五項の規定により県営土地改良事業上区東部地区の換地計画を変更したので、同項において準用する同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第五項において準用する同条

第四項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の第五項において準用する同法第四項において準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の変更に係る部分の写し

二 縦覧期間

平成二十一年十二月八日から平成二十一年一月七日まで

三 縦覧場所

美里町役場

○宮城県告示第四十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を平成二十一年十二月四日から平成二十一年十二月十八日まで縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 宮城県松島町松島字町内百三十四番地の一 蜂谷 雅美 宮城県松島町磯崎字磯崎九十一番地の十一 高橋 幸彦	宮城県松島町高城字浜三十八番地の五 宮城県漁業協同組合 松島支所
加入区	
松島町加入区	
漁船損害等補償法第百二十二条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	
宮城県漁業協同組合	

○宮城県告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道  
二 路線名 古川登米線  
三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
登米市米山町字桜岡内の目五五番一地先から 同市同町字桜岡江浪五〇番地先まで	二二・〇 三八・四	二二・〇 三八・四		二六六・〇
				二六六・〇

○宮城県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	古川登米線	登米市米山町字桜岡内の目五五番一地先から 同市同町字桜岡江浪五〇番地先まで	平成二十一年 十二月七日

○宮城県告示第四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、蔵王町土地改良区が行う土地改良事業（平沢地区）計画を適当と決定したので、同法第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌

日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年十二月四日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 土井 敏

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（平沢地区）計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年十一月七日から平成二十二年一月八日まで

三 縦覧場所

蔵王町役場

○宮城県告示第十四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、河南矢本土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十一年十一月四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 東野 真人

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十一年十一月十七日	土井 治	東松島市大曲字寺沼百五十番地	理事

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（一区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年十一月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（一区）に含まれる 名取市飯野坂字土城堀九八番一の一部

地域の名称

### 公安委員会

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市宮城野区榴岡四丁目一番一号

株式会社 エアテック

○宮城県公安委員会規則第11号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づき医師の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年12月4日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づき医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づき医師の指定に関する規則（平成21年宮城県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名中「第12条の3」を「第4条の3第2項及び第12条の3」に改める。

第1条中「第12条の3」を「第4条の3第2項及び第12条の3」に改め、同条の表中「第5条第1項第2号」を「第5条第1項第3号」に、「第5条の2第3号」を「第8条第3号」に、「第5条第1項第3号及び第4号」を「第5条第1項第4号及び第5号」に改める。

第2条中「第12条の3」を「第4条の3第2項及び第12条の3」に改める。

附 則

この規則は、平成21年12月4日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第196号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第54条の13第1項第1号に規定する駐車監視員資格者講習について、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により、次のとおり実施する。

平成21年12月4日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 実施日時

(1) 講習 平成22年2月10日（水）及び同月12日（金）の2日間  
各日午前8時45分から午後5時まで

(2) 考查 平成22年2月19日（金）

午前9時から同10時まで

2 実施場所

(1) 講習

宮城県仙台市青葉区上杉三丁目3番1号

パレス宮城野

(2) 考査

宮城県仙台市青葉区上杉三丁目3番1号

パレス宮城野

3 駐車監視員資格者講習の受講手続

(1) 申込書類

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書一通

駐車監視員資格者講習申込書（以下「受講申込書」という。）は、平成22年1月8日（金）から同月29日（金）の午前9時から午後5時までの間に、宮城県警察本部交通部交通指導課及び宮城県内の各警察署交通課において配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く。）を除く。

イ 写真1枚（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの。）

(2) 申込期間

平成22年1月8日（金）から同月29日（金）の午前9時から午後5時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 申込先

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県警察本部交通部交通指導課

(4) 申込方法

本籍、住所、氏名、生年月日及び勤務先その他連絡先を記載した受講申込書を前記③の申込先に提出又は郵送すること（郵送については、平成22年1月29日までの消印のあるものに限り返付する。）

(5) 手数料

19,000円相当額の宮城県収入証紙を受講申込書の裏面に貼付すること。

なお、受講手数料は、申込書類の受付後は返却しない。

4 携行品

(1) 駐車監視員資格者講習受講票（駐車監視員資格者講習日までに受講申込書に記載の住所あてに

郵送する。）

(2) 筆記用具（講習用テキストは駐車監視員資格者講習日に配布する。）

5 合格発表

駐車監視員資格者講習修了考査終了後、当該修了考査会場において、合格者の受講番号を掲示する。

なお、合格者には、当日、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付し、駐車監視員資格者証の交付申請手続について教示する。

6 その他

(1) 駐車監視員資格者講習は、道路交通法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の交付を受けるための講習であり、2日間（14時間）の講習を受講後、修了考査（1時間）に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

(2) 駐車監視員資格者証の交付を申請しようとする者は、当該申請に係る手数料（9,900円）が別途必要である。

(3) 駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げるいずれかの事項に該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。

(4) 駐車監視員資格者証の交付を受けても、道路交通法第51条の8第1項に規定する確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動できない。

(5) 受講人数は、40名を予定しているので、申込期間中であっても定員に達したときは、申込受付を締め切る場合がある。

7 受講に関する問い合わせ先

宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

電話 022 - 221 - 7171 内線5143 ~ 5146

○宮城県公安委員会告示第198号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づき、次のとおり医師を指定した。

平成21年12月4日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 指定した医師

医師の氏名	病院の名称	病院の所在地	診断の対象者
-------	-------	--------	--------

窪田 恭彦	国見台病院	仙台市青葉区国見一丁目15番22号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条第1項第3号に規定する銃砲刀剣類所持等病氣(銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号)に定める病氣を者(以下「病氣者」という。)に該当する者</li> <li>・銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条第1項第4号及び第5号に掲げる年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症である者</li> </ul> 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第8条第3号に定める病氣にかかっている者
高 階 憲 之	南浜中央病院	岩沼市寺島字北新田11番地	
門 間 好 道	こだまホスビタル	石巻市山下町二丁目5番7号	
石 井 一	木村病院	大崎市古川中島町1番8号	
高 橋 剛 夫	八乙女クリニック	仙台市泉区八乙女二丁目12番2号	

2 指定年月日

平成21年12月4日

3 平成21年宮城県公安委員会告示第86号の廃止

平成21年宮城県公安委員会告示第86号(銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定に基づく医師の指定)は、廃止する。